

企業局事業見直し実行計画

(平成25年度～平成29年度)



平成25年9月

福島県企業局

目 次

I	計画策定の趣旨	1
II	これまでの取組と今後の課題	2
	1 工業用水道事業	2
	2 地域開発事業	3
	3 公営企業資産活用事業	5
III	実行計画	
	1 計画の方向性と位置づけ	6
	2 計画期間	6
	3 基本方針	6
	4 目標と取組計画	7
	(1)工業用水道事業	7
	(2)地域開発事業	8
IV	計画達成状況の検証と公表	9

I 計画策定の趣旨

- 企業局事業の在り方については、平成14年5月に行財政改革推進本部会議において、企業局事業見直し部会を設置して抜本的に見直すこととなり、平成15年6月に「企業局事業見直し実行計画（平成15～19年度）」、平成20年3月に「企業局事業見直し実行計画（平成20～22年度）」を策定し、具体的改革に取り組んできた。
- その結果、工業用水道事業においては、相馬工業用水道における未売水の縮減の目標達成、地域開発事業においては、田村西部工業団地及び工業の森・新白河B工区への企業誘致の成功、公営企業資産活用事業においては、事業を廃止し残余財産を地域開発事業会計へ繰入れたことなど、目に見える成果が得られたところである。
- その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）とそれに続く東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）で、本県は全域で甚大な被害を受けた。現在、県民一丸となって復興を進める中、企業局として、生産活動・経済活動を支える産業基盤整備を担い、本県の復興と再生を支えるという役割を認識して、今後の課題に的確に対応した目標を掲げ、本実行計画を策定することとした。

（参考）これまでの主な見直しの内容

- 企業局事業見直し実行計画（平成15～19年度）
 - ・販売推進グループ（現 販売推進課）の設置（平成15年4月～）
 - ・電気事業を民間事業者へ譲渡（平成17年3月31日）
 - ・大規模分譲割引制度の創設（平成17年9月～）
 - ・企業局相馬事業所の廃止（平成19年3月31日）
 - 〔 原町工業用水道の原町市（現 南相馬市）への譲渡（平成17年12月1日）
相馬工業用水道の包括業務委託開始（平成19年4月1日～） 〕
- 企業局事業見直し実行計画（平成20～22年度）
 - ・相馬工業用水道の新規需要開拓の推進（平成20年～）
 - ・公営企業資産活用事業の廃止（平成22年3月31日）
 - ・新白河ビジネスパークの価格改定（平成22年4月～）
 - ・工業用水道管理運営計画の策定及び推進（平成23年3月）
 - ・工業の森・新白河B工区事業の推進（平成24年5月～）

Ⅱ これまでの取組と今後の課題

「企業局事業見直し実行計画」(平成 20 年度改訂)に基づいて取り組んだ成果を踏まえ、今後の取組に向けた課題を整理する。

1 工業用水道事業

現 況

磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道、好間工業用水道(以上いわき市)、相馬工業用水道(相馬市・新地町)の5工業用水道全体で、1,192,700m³の給水能力に対して70事業所に889,380m³(平成25年4月1日現在、74.6%)を給水。

(H25.4.1現在)	磐城	勿 来		小名浜	好間	相馬	合計
		勿来	南台				
①現在給水能力(m ³ /日)	233,000	248,100	41,900	625,000	10,000	34,700	1,192,700
②事業所数	41	4	3	4	10	8	70
③契約給水量(m ³ /日)	175,500	197,150	41,900	447,800	3,380	23,650	889,380
④契約率 ③/①	75.3%	79.5%	100.0%	71.6%	33.8%	68.2%	74.6%
⑤料金単価(円/m ³)	13.50	4.10	5.20	2.60	50.00	50.00	-
⑥給水開始時期	S37.10.1	S39.4.1	H9.4.1	S45.1.10	S61.9.1	H4.4.1	-
⑦水源	高柴ダム 四時ダム (鮫川)	鮫川表流水 原水供給		海水 原水供給	小玉ダム (小玉川)	真野ダム (真野川)	-

取組実績

【目標1】 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減

計画どおり実施

- 浄水場・ポンプ場の巡視点検業務(平日)及び管路等の巡視点検業務を民間委託(平成23年度)
- 経常費用を平成14年度対比で27%削減(平成23年度末)
- 設備の定期点検、修繕及び更新業務等の集約発注を推進(平成20年度～)

【目標2】 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減

計画どおり実施

- 相馬工業用水道について契約率の伸長(平成24年度末71.8%)
好間工業用水道について「好間工業用水道事業経営健全化アクションプログラム」に基づき既存ユーザーへアンケート調査等を実施。
- 工業用水以外の他用途への転用について情報収集を実施(可能性は見い出せず)

【目標3】好間工業用水道のいわき市への譲渡

引き続き取組必要

○「好間工業用水道に係る県、市協議会」等を活用して順調に進んでいた協議が、東日本大震災により一時中断。平成23年度以降は、いわき市との情報交換会で、その後の同市の災害復旧・復興の状況に配慮しながら協議を継続。

【目標4】大規模改修の計画的な実施

計画どおり実施

○「工業用水道事業中長期計画」(平成16～45年度)に基づき、計画的に大規模改修等を実施。磐城工業用水道における管路の耐震化率は平成24年度末で97.4%

今後の課題

工業用水道事業については、低廉でかつ安定的に工業用水を供給するため、効率的な事業運営に努める必要がある。

- ① 工業用水の安定供給及び経営基盤の安定
- ② 災害に強い工業用水道施設整備の計画的な実施
- ③ 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減
- ④ 好間工業用水道のいわき市への譲渡

2 地域開発事業

現 況

現在、造成済団地として田村西部工業団地及び白河複合型拠点（工業の森・新白河C工区、新白河ビジネスパーク、新白河ライフパーク）を分譲中であり、分譲実績は以下のとおり。

また、オーダーメイド型工業団地である工業の森・新白河B工区は、平成24年3月に進出企業と売買契約を締結し、平成26年3月の引き渡しに向けて造成工事を進めている。

(単位：ha、ただし、新白河ライフパークは区画)

	分譲全体面積	19年度末分譲面積	19年度末分譲率	20～24年度分譲面積	24年度末分譲済面積	24年度末分譲率
田村西部工業団地	64.1	26.6	41.5%	24.2	50.8	79.2%
工業の森・新白河C工区	21.8	17.1	78.6%	0.5	17.6	80.6%
新白河ビジネスパーク	8.9	3.4	38.2%	0.8	4.2	47.9%
造成済工業団地計	94.8	47.1	49.7%	25.5	72.6	76.6%
新白河ライフパーク	206	72	35.0%	46	118	57.3%
工業の森・新白河B工区	31.8	—	—	31.8	31.8	100.0%

※分譲率は、㎡単位で算出（ライフパークは区画数で算出）

取組実績

引き続き取組必要

【目標1】造成済未分譲地の早期分譲

○販売体制の強化

①工業団地

- ・地元自治体と連携した企業訪問
- ・既立地企業訪問による増設や関連企業誘致に関する情報収集
- ・企業誘致アドバイザーとの連携によるPR強化
- ・県外事務所や商工労働部の一部職員の併任による販売体制の充実
- ・補助金等本県独自の優遇策等のPRの実施

②住宅団地

- ・ハウスメーカーとの連携による周知及び分譲促進
- ・白河複合型拠点立地企業へのPRによる分譲促進
- ・首都圏でのイベントへの参加及び広報等によるPR

○販売促進制度の見直し

①工業団地

- ・分譲促進業務委託制度の見直し（平成20年度～）
- ・新白河ビジネスパークの価格の見直し（平成22年度）

②住宅団地

- ・環境配慮型等住宅への助成による販売促進
- ・ハウスメーカーとの連携による複数区画分譲事業の実施（平成22年度～）

【目標2】「工業の森・新白河」A・B工区の有効活用策の検討

引き続き取組必要

○県有財産最適活用アドバイザー事業を活用し助言を得た結果、引き続きオーダーメイド型工業団地としての事業推進を決定（平成21年度）

○B工区(約31.8ha)について、進出企業と売買契約を締結し造成工事を推進（平成23年度～）

【目標3】企業償還財源の確保

計画どおり実施

○平成21年度で公営企業資産活用事業を廃止し、残余財産を繰入（平成21年度）

○長期にわたり利活用が図られていない土地について、情報収集と関係部局との協議を実施

○償還財源に不足が生じた場合の一般会計からの繰入れを前提に、総務省より借換債発行の承認（平成24年度～）

今後の課題

工業団地及び住宅団地の造成済未分譲地の早期分譲と、工業の森・新白河B工区の平成26年3月の引き渡しに向けた計画的な造成とともに、工業の森・新白河A工区及び復興・再生に向けた工業団地であるいわき四倉中核工業団地第2期区域の企業誘致等の事業推

進を図る必要がある。

また、平成25年度以降の企業債償還については、継続して検討・協議を進める。

- ① 復興に向けた工業団地等の事業の推進
- ② 造成済未分譲地の早期分譲
- ③ 企業債償還財源の確保

3 公営企業資産活用事業

現況

事業廃止

取組実績

【目標1】公営企業資産活用事業の廃止

計画どおり実施

- 「福島県公営企業の設置等に関する条例」の一部を改正し、事業を廃止した。
(平成21年度)

Ⅲ 実行計画

1 計画の方向性と位置づけ

平成24年度までの取組実績を踏まえ、今後の課題として整理した項目の解決に向け、引き続き取組の強化を図る。

なお、平成24年4月1日から施行された地方公営企業法等の一部改正により、平成26年度の予算・決算から、新たな会計制度へ移行することになり、地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、企業会計原則の考え方を最大限取り入れつつ、自己責任の拡大や財務状況の透明性向上などが図られることを踏まえ、地方公営企業として適正な運営に努めていく。

2 計画期間

平成25～29年度（5年間）

3 基本方針

1 工業用水道事業

堅実かつ効率的な事業運営を図りながら、「安定供給の確保」と「経営基盤の安定」の実現に努め、地域経済・産業の発展に寄与する。

2 地域開発事業

東日本大震災、原子力災害などからの復興・再生及び地域経済の活性化を図るため、復興に向けた工業団地に係る企業誘致等の事業推進に努める。また、造成済未分譲地の早期分譲及び工業の森・新白河B工区の計画的な造成を推進する。

4 目標と取組計画

基本方針を踏まえ、具体的な目標と取組計画（工程表）を定め、計画期間内に成果が得られるよう引き続き取り組む。

(1) 工業用水道事業

取 組 計 画						
【目標1】工業用水の安定供給及び経営基盤の安定						
項 目	具 体 的 措 置	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1 健全経営の維持	<p>工業用水道は本県の復興を支える重要な産業基盤であることから、各工業水道の実態に即した適正かつ合理的な運営による適切な料金設定等の経営見直しをたて、安定した工業用水の供給を図るとともに、経営の透明性を高めるため工業水道事業会計に係る情報公開を推進します。</p> <p>また、特定被災地方公共団体借換債を発行し、地方債の保証金免除繰上償還を行うことで、経費の縮減を図ります。</p>	(料金改定)			(料金改定)	
2 一層の外部委託の実施及び専門性を持った人材の育成	<p>災害に強い施設設備への対応に配慮し、「工業水道管理運営計画」の見直しを行いながら外部委託を推進するとともに、工業水道施設は特殊性が高いため、その管理監督には専門性が求められることから、施設に係る専門性を持った人材の育成に努めます。</p>					
3 原子力災害により被災した損害の賠償金の確保	<p>原子力災害により被災した全ての損害に係る賠償請求を行うとともに、東京電力(株)に対し早期の支払を求めています。</p>					
【目標2】災害に強い工業水道施設整備の計画的な実施						
項 目	具 体 的 措 置	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1 より災害に強い工業水道施設整備の計画的な実施	<p>工業用水の安定供給のため、東日本大震災を踏まえ、平成27年度末までに管路及び水管橋の構造強化を実施します。</p> <p>また、施設構造物の構造強化、管路の複線化、トンネル・接合井の維持管理強化、復旧資材の備蓄の充実等を計画的に実施します。</p>	98%	99%	100%		

取 組 計 画

【目標3】相馬・好間工業用水道の未売水の縮減

項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 新たな需要開拓の推進	工業用水利用型企業の立地促進及び既存ユーザーの利用促進のため、定期的に情報交換するなど関係機関との連携を強化し、新たな需要開拓を推進します。 特に、相馬工業用水道については、平成29年度末までに1期分に係る契約率85%以上を目指します。					
		70%	72%	75%	80%	85%

【目標4】好間工業用水道のいわき市への譲渡

項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 いわき市との協議	いわき市の災害復旧・復興の状況に配慮しながら、いわき市と連携して立地企業の需要動向の把握等に努めるとともに、市との協議を進め、譲渡の実現を目指します。					

(2) 地域開発事業

取 組 計 画

【目標1】復興に向けた工業団地等の事業の推進

項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 復興に向けた工業団地の事業の推進	いわき四倉中核工業団地第2期区域及び工業の森・新白河A工区について、企業誘致等の事業推進に努めます。					
2 工業の森・新白河B工区の着実な事業の推進	進出企業との協議により、造成事業を着実に推進し、平成25年度末までに引渡しを行います。					

【目標2】造成済未分譲地の早期分譲

項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 工業団地の早期分譲	(1) 各工業団地それぞれの特長を最大限に生かし、地元自治体等との連携を一層強化しながら、積極的な販売活動を推進します。 (2) 立地環境や本県独自の優遇制度等を積極的に情報発信するとともに、企業情報収集に努め、効果的な企業誘致を推進します。	88%	95%	96%	99%	100%

取 組 計 画						
項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2 住宅団地の早期分譲	(1) ハウスメーカー等との更なる連携等により、販売体制の強化を図ります。 (2) 首都圏への情報発信を一層強化するなど、効果的な販売を推進します。	72%	79%	86%	94%	100%
		※分譲率は㎡単位で算出、ライフパークは区画数で算出				

【目標3】 企業債償還財源の確保						
項 目	具 体 的 措 置	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 企業債償還財源の確保策の検討及び実施	引き続き償還財源の確保のため早期分譲に努めるとともに、国や関係部局と協議を継続する。					

IV 計画達成状況の検証と公表

本計画で設定した目標等は、毎年度実績把握を行い、計画の進捗状況を企業局事業見直し部会において検証する。

また、各事業の取組状況については、12月議会の決算認定後、収支決算書等と併せてホームページで公表する。